

組合員の皆様

2020年10月12日

米国カリフォルニア州油濁——油流出関連の違反に対する刑事罰を強化

要旨

米国カリフォルニア州水域における船舶からの油濁損害について、2021年1月1日からカリフォルニアで新たな罰金が適用されることをご案内申し上げます。

カリフォルニア州向け船舶を運航されている組合員の皆様には、今回の法律改定によって以下のような影響が生じます。

1. 違反1件当たりの罰金が、現行の倍額となる最高100万米ドルに引き上げられます。なお、違反状態がある日（1日に満たない場合も1日とする）ごとに個別の違反とみなされます。
2. 1,000ガロンを超える流出油について、1ガロン当たり最高1,000米ドルの新たな付加罰金を科す権限が裁判所に与えられます。

いずれの場合も、違反者が故意にカリフォルニア州水域に油流出を生じさせ、またはその行為が油流出につながると合理的に知り得た場合に、罰金が科される可能性があります。

背景

2020年9月24日にカリフォルニア州知事が、カリフォルニア州議会法案（AB）3214に署名した結果、カリフォルニア州のレンパート・キーン・シーランド油流出防止・対応法（以下「同法」）が改正され、上記の罰則強化と罰金増額が実施されることになりました。現行法上は、各種規定に基づき、こうした民事罰・刑事罰が科される可能性があります。カリフォルニア州政府法典（Government Code）8670.3条では、責任の主体（「違反者」）を個人、トラスト、企業、株式会社または法人（公社、パートナーシップ、団体を含み、これらに限定されない）と定義してい



ることから、船主、オペレーター、船長など輸送チェーンに關与する他の当事者も含まれることとなります。

当初の議会议案は、次のように起草されていました。

- 1.カリフォルニア州水域を運航する Tank Vessel または Non-tank Vessel が油流出の際の損害補償の前提として提示しなければならないカリフォルニア州賠償資力証明 (COFR) の金額について、Tank Vessel の場合は従来の 10 億米ドルから 20 億米ドルへ、Non-tank Vessel の場合は従来の 3 億米ドルから 6 億米ドルへ、それぞれ引き上げる。
- 2.油流出の場合に科される罰金額を現行の倍額に引き上げる。
- 3.流出油 1 ガロン当たり最高 1 万米ドルの付加罰金を科す権限を裁判所に与える。

いずれの場合も、違反者が故意にカリフォルニア州水域に油流出を生じさせ、またはその行為がカリフォルニア州水域における油流出につながると合理的に知り得た場合に、罰金が科される可能性があります。この「合理的に知り得た」という文言は、カリフォルニア州法では単純な過失と同等に扱われています。

国際 P&I グループのクラブでは、Tank Vessel および Non-tank Vessel の米国向け運航に当たって取得を求められる、連邦政府または州政府の COFR は発行していませんが、COFR 取得に必要な、油濁損害 1 事故 1 隻当たり最高 10 億米ドルの保険カバーを提供しています（クラブのルールに適合する場合、第三者からのクレームや罰金も対象となります）。

AB 3214 ——カリフォルニア州議会

国際 P&I グループ、現地の船主やエネルギー関連団体が、法案提出の発起人に直接陳情を行なった結果、COFR の金額引き上げ案は、法案から削除されました。また、同法案発起人は、1,000 ガロンを超える流出の場合の 1 ガロン当たりの罰金案を、1 ガロン当たり最高 1 万米ドルから、1 ガロン当たり最高 1,000 ドルに抑えたものの、法案からの罰金引き上げ案の完全な削除や、さらなる減額には至りませんでした。さらに法案発起人は、現行の罰金額を倍増させる案も維持しました。

カリフォルニア州知事——AB 3214 法案への署名

続いて国際 P&I グループは、国際海運会議所 (ICS) と協力し、カリフォルニア州知事に AB 3214 法案に対する拒否権行使を陳情しました。国際 P&I グループと ICS では、カリフォルニア州内は



もとより、国際的にも多くの関係者に影響が及ぶ点を踏まえ、同様の陳情を行うよう現地の利害関係者に働きかけたほか、海事労働組合にも同様の行動を呼びかけました。

しかし、残念ながら知事は拒否権を行使せず、9月24日に同法案に署名し、2021年1月1日に同法が施行されることになりました。

同法の下、次の違反があった場合、今回引き上げとなった罰金および新たに導入された罰金が違反者に科されることになります。

- 1.油流出に関連して、行政官の指示や命令に故意に従わなかった場合
- 2.船舶が運航不能となったことを1時間以内に、また船舶が運航不能の間に海上に油の排出を生じさせたことを、沿岸警備隊に故意に通報しなかった場合
- 3.カリフォルニア州水域への油の排出か流出に故意に関与し、もしくはこれを故意に引き起こした場合、または、自ら同州水域への油の排出か流出に関与していたこと、もしくはこれを引き起こしていたことを合理的に知り得た者
- 4.要求に応じて流出油の清掃、軽減または除去の作業に故意に着手しなかった場合

上記の禁止行為のいずれかに違反して有罪判決を受けた者は、違反1件ごとに1万米ドル以上100万米ドル以下の罰金が科されます。なお、違反状態がある日（1日に満たない場合も1日とする）ごとに個別の違反とみなされます。（組合員の皆様におかれましては、上記のとおり、今回覧の主題として取り上げた罰金に加え、既存の民事・刑事の各種罰金も科される可能性がある点にご留意ください。）

さらに、同法は「また、裁判所は、(a)項（すなわち前述の1~4の各号）に違反して有罪判決を受けた者に対し、1,000ガロンを超える流出油について1ガロン当たり最高1,000米ドルの罰金を科することができる」と規定しています。

上記1、2および4の各号に関しては、行為が故意の場合に限り、これらの罰金が適用される可能性があります。しかしながら第3号は、故意の行為だけでなく「合理的に知り得た者」にも言及しており、カリフォルニア州法では、船主の単純な過失の場合であっても、当該規定の違反により、船主に罰金が科される可能性があります。

国際P&Iグループのクラブは、汚染者に対して非常に高額な罰金が科される可能性があることを念頭に、今回の新法が油濁リスクのカバーに及ぼす潜在的な影響を検討しており、この点については改めて組合員の皆様にご案内します。



また国際 P&I グループと ICS は、この新法をめぐる業界の懸念に対処するため、対策を講じる可能性について検討していますが、そのような対策を講じても、カリフォルニア州における 2021 年 1 月 1 日の法律施行日は変わらない見通しです。

この点につきましては、可能な限り速やかに組合員の皆様にご案内します。

国際 P&I グループに所属するすべてのクラブが同様の回覧を発行しています。

以上

Jeremy Grose
Chief Executive
Standard Club

Direct Line: +44 20 3320 8835
Email: jeremy.grose@standard-club.com

(本回覧は、英文クラブ回覧を組合員各位の便宜のために日本語に仮訳したものです。)